

京都市消防局組織規則の一部を改正する規則を公布する。

令和2年3月27日

京都市長 門川大作

京都市規則第93号

京都市消防局組織規則の一部を改正する規則

京都市消防局組織規則の一部を次のように改正する。

第3条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 指導課に消防同意事務センターを置く。

第4条第1項及び第3項中「消防指令センター」を「センター」に改める。

第8条予防部の款指導課の項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、同号の次に次の1号を加える。

(5) 消防同意事務センターに関すること。

第8条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 消防同意事務センターの分掌する事務の概目は、次のとおりとする。

(1) 建築物に係る許可及び確認の同意に関すること。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(消防局総務部総務課)